

10月月例会集會 校長講話要旨

皆さん、おはようございます。9月中旬に創造祭、10月の第1週は定期考査の週間でした。本日から後期ということになりますので、気分を一新して学校生活を送るようにしましょう。

○3年生は自分の進路選択の重要な時期を迎えます

すでに総合選抜型の入試や指定校推薦、附属推薦等で、大学入試等は始まっています。自分の進路をどのように考えていますか。

社会に出て、自分にとってやりがいのある仕事に就くためには、大学など上級の学校で、専門の知識や資格を得なければ就けない仕事が多くあります。自分はどんな仕事に対して適性があるのか、また興味があるのかを知らなければなりません。自分自身や適性を知ることが重要です。高校時代は正に「自分探しの時間」であるかもしれません。

進路指導部で発行している「進路要覧」の冒頭に原稿を書きましたが、その一節に、『この「要覧」の特に「先輩からのメッセージ」が参考になるでしょう。総合型選抜では、自分自身の志望理由書が必要になります。先輩方は高校時代の振り返りと将来への展望を詳しくそして熱く語っています。このことは志望理由書が必要のない一般選抜でも、なぜこの大学、なぜこの学部・学科を選ぶのか、将来何をしたいのかが明確をしなければ過酷な受験勉強を乗り切ることはできません。このことは、東洋大学に附属推薦で行く場合でも同様です。自分自身を知り、将来の展望がなければ、何のために大学に進んだのかがわからなくなり、途方に暮れる人もいます。』としました。

そして、原稿の終わりには『将来の自分を決めるのは、これまでの高校生活をふり返るとともに、進路を選択してその道に進む皆さん一人一人が、自分で決めることになります。輝ける自分になるためには、そのことを肝に銘じて、「自分のことは自分で決める」。未来を拓く鍵は、皆さん一人ひとりの決断と努力にかかっています。』と結びました。このことは3年生に限らず、ここにいる皆さん自身の課題ですのでよく考えておいてください。

○これからの指針

歌人の九条武子の言葉に、

「自分の生命を打ち込むことの出来る仕事を、もっているものは幸福である。そこに如何なる苦難が押し寄せようとも、たえざる感謝と新しき力のもとに生きてゆくことが出来る。生命は仕事とともに不滅である」

自分のやりたいことを見つけて、そのことに一生懸命に打ち込むことが大事です。

もう一つ 内村鑑三の言葉を紹介します。

「われわれが死ぬまでにはこの世の中を少しなりとも善くして、死にたいではありませんか。何か一つ事業を成し遂げて、できるならばわれわれの生まれたときよりもこの日本を少しなりともよくして逝きたいではありませんか」

私たちは何のために生きるのか、これから先、より良い世界、社会を作るためという目標があるはずで、一人一人が、それぞれ一つのことに打ち込むこと、一人一人の打ち込むことの集合体・集まりが、きっとより良い社会を作り上げていくことになると思います。

○18歳成人、選挙権と成人である責任

マスコミの報道では、年内の衆議院の解散総選挙がよく話題になります。年内でなくても、衆議院議員・代議士の任期は4年ですから、2021年に総選挙があったので、近い時期に解散総選挙があることでしょう。

政治に関心を持ち、私たちのこれからの社会がどのようになっていくのか、どのようにしたいかは、社会を構成する公民としての我々自身の責任です。その意思表示が投票行動、選挙ということになります。選挙の機会には、町議会議員、町長、あるいは市議会議員、市長、県議会議員、県知事、そして国政の衆議院、参議院とあります。ここにいる3年生の中には、18歳になった人も多いことでしょう。今年度もすでに半年経過していますから単純計算では、3年生のうち半分の人には成人になっていることでしょう。

18歳が成人となり、成人・大人として果たすべき責任や、成人として行使できる権利も沢山あります。高校を卒業する前ですが、成人・大人としての自覚を持ちましょう。18歳成人制度よりも前に施行されたのは18歳選挙権です。日本の社会を構成する公民としてこの権利をきちんと行使することが必要です。

政治学者で法政大学教授の山口二郎さんの著書で「若者のための政治マニュアル」という新書本があります。この本の一節に、『…日本国憲法第十二条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と書かれている。主権者も権利を行使するという行為を怠っていれば、政治に対する発言権も決定権も失うという警告を、この条文は発しているのである。選挙の時に棄権するのは、権利の上に眠る行為である。棄権するのも権利の行使だという人もいるが、これはとんでもない誤解である。いうまでもないことだが、選挙は投票した人だけがカウントされる。投票に行かなかったら、全く無視される。棄権した人は、文句を言えない。自分の考えにより近い候補者や政党を選ぶ機会があったにも関わらず、その機会を自ら放棄したのである。権利というのは、使うべき時にきちんと使っておかなければ、後でこんなはずではなかったと後悔することもある。…』

したがって、これからのより良い社会を作っていくためには、自分自身が自覚をもってこれからの社会について見通しを持つことが大切です。選挙にしてもその見通しを立てたうえで、自分の考えに近い人を選んでいくことが重要になります。

ところで、18歳になる人の誕生日が、選挙の日・投票日の翌日の人にも選挙権があります。なぜ選挙・投票の翌日まで選挙権があるのかというと、民法では、誕生日の前日に満年齢に達すると規定されています。これは生まれた日を次の年齢の最初の日、1と数えます。1年は365日ですから、誕生日の前の日に365日を数えて満年齢になります。この場合閏年は考えないことになります。自分の誕生日が投票日の翌日でも18歳になっていれば選挙権はあるということになります。

分かりやすいのが、高校受験です。入学する年の4月1日現在で満15歳になっていることが受験資格になります。皆さんの中で最も若い同級生は早生まれの4月1日の誕生日の人になります。

○終わりに

本日は、今年度の折り返しということで、これからの指針・目標と、成人・大人になることの責任について考えてみました。